

学芸員は、博物館において資料の収集・保管・展示および調査研究、その他これと関係する事業についての専門的事項を担当します。なお、博物館とは、美術館、考古学・歴史関係資料館、郷土館、記念館、民芸館、民族資料館、科学博物館、動・植物園、水族館、天文館など、広い分野における公立・私立施設をいいます。

■資格を取得するには

資格取得の条件は、「学士の学位を有する者で、大学において 文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの」(博物館法第5条第1項1号)となっています。本学では、現代社会学部に設置された学芸員課程を履修することにより、学芸員の資格を取得することができます。課程修了者には学芸員資格証明書を卒業時に交付します。

■学芸員課程の履修申し込みについて

学芸員の任用資格を得るためには『学芸員課程』の履修申し込みが必要です。以下のとおり申し込み手続きをして下さい。

1. 『学芸員課程』履修申込は3年生で行います。履修申込方法についての詳細は、新学期スタート直前に実施される新3年生対象の資格(学芸員)説明会で説明します。
2. 『学芸員課程』履修申込は、所定書類の提出と学芸員課程履修費の納入《10,000円》をしなければなりません。また、課程の科目履修が認められた後は、学芸員課程履修費の返還は一切できません。
3. 3年生で『学芸員課程』履修申込をした学生は、**4年生の春学期(4月)に『学芸員課程』履修継続申請書を提出**しなければなりません。教務課窓口で申請書を受け取り必ず手続きを行って下さい。

■学芸員課程で開講している科目の履修方法・注意について

『学芸員課程』履修申込後の3年生から、『学芸員課程』科目が履修・修得できます。

1. 『学芸員課程』は、現代社会学部で開講しています。従って他学部生が履修する場合は地理的条件、所属学部・学科の時間割との関係で受講が制約されることがあります。
2. 『学芸員課程』資格科目一覧表に定める科目(本学開講の授業科目)を履修・修得し要件を満たさなければなりません。
3. 「博物館実習」は、「博物館概論」、「博物館学各論I」、「博物館学各論II」の3科目について単位を修得していないと履修できません。
4. 「博物館実習」を履修するには、博物館実習費《8,000円》の納入が必要です。指定期間(5月の予定)に、教務課窓口で手続きをして下さい。詳細は掲示で連絡します。
5. 「博物館実習」を履修する学生は、本学指定の保険(学生課で申し込む)に加入します。博物館実習費の納入と同時に保険加入手続きを済ませて下さい。ただし、すでに他の科目等で本学指定保険に加入している場合は必要ありません。また体育学部生も加入する必要はありません。
6. 『学芸員課程』科目以外の科目で、資格に必要な科目があります。『学芸員課程』資格科目一覧表を確認し、資格に必要な科目を1年生から積極的、計画的に履修・修得して下さい。

〈注意〉

他資格(教職・司書・社会福祉士・社会教育主事など)を同時に取得希望する学生は、時間割の都合で資格に必要な科目を受講できない場合、資格取得ができなくなることがあります。ご了承下さい。

■学芸員資格証明書の発行について

学芸員課程の履修者で、所定科目の単位を履修・修得し要件を満たした学生には、卒業時に《学芸員資格証明書》を発行します。また、《同資格単位修得見込証明書》等が必要な場合は、証明書発行窓口で相談して下さい。

『学芸員課程』資格科目一覧表

博物館法施行規則に定める科目		本学開講科目	単位	開講学年	要件	科目を設置している学部等
必修	生涯学習概論	社会教育論I	2	2年	この中で1科目修得	現代社会学部
		社会教育論II	2	2年		
		★生涯学習概論	1	2年		司書課程
	博物館概論	博物館概論	2	3年	修得	学芸員課程
	博物館資料論	博物館学各論I	2	3年	修得	
	博物館経営論	博物館学各論II	2	3年	修得	
	博物館情報論					
	博物館実習	※博物館実習	3	4年	修得	
	視聴覚教育メディア論	メディア理論	2	3年	いずれか1科目修得	現代社会学部
		マルチメディア論	2	3年		
教育学概論		教育学A	2	1~4年	この中で1科目修得	全学共通科目
		教育学B	2	1~4年		
		人間形成論I	2	2年		現代社会学部
		人間形成論II	2	2年		
選択	民俗学	※文化人類学	2	1年	この中で2科目修得	現代社会学部
	その他	宗教文化史	2	2年		
		伝承文化	2	3年		
		エスノグラフィー論	2	2年		
		宗教の人類学	2	2年		

★印の「生涯学習概論」は隔年開講科目で司書課程科目のA・Bコース「生涯学習概論」を履修することにより、単位が修得できます。但し、現代社会学部・体育学部の学生はこの科目を履修することはできません。

※「博物館実習」は「博物館概論」・「博物館学各論I・II」の3科目すべてを修得していないと履修できません。

※現代社会学部開講の「文化人類学」は文部科学省実施の学芸員認定試験科目の「民俗学」に読み替え可能科目です。

①必修科目は博物館法で定められた科目です。必ず履修・修得して下さい。

②選択科目は本学の指定科目です。5科目から2科目を選択し、履修・修得して下さい。

③学芸員課程科目は3年生で学芸員課程履修申し込みを済ませないと履修ができません。

再試験

再試験については以下のとおりです。

対象学年	4年生
対象科目	全学共通科目のみ(学芸員課程科目・現代社会学部の学部固有科目は再試験を実施しません。) ※再試験を実施しないことがあります。
受験制限単位	再試験については春学期・秋学期併せて各学部によって制限された単位を超えて受験することはできません。再試験の受験・不受験にかかわらず、申し込みをした時点で制限単位に含まれます。

学芸員資格認定試験について

在学中に『学芸員資格』を全て修得できずに卒業した場合、

*科目等履修生として不足単位を修得する

*学芸員認定試験検定を受験する

のいずれかの方法で『学芸員資格』を取得することが可能です。学芸員資格認定試験については以下のとおりです。

- 学芸員資格認定試験は文部科学省が実施しています。同認定試験は必須科目4科目および選択科目2科目を受験し合格すること必要です。
- 必須科目4科目とは『学芸員課程』の「博物館法施行規則に定める科目」のうち「博物館実習」を除いた科目をいいます。選択科目は指定9科目の中から自由に選択します。試験科目(6科目)のうち、在学中に修得した科目については試験免除申請が可能です。学芸員資格認定試験の詳細については文部科学省のホームページで確認して下さい。
- 学芸員課程履修者は在学中に、学部固有科目の「文化人類学」を修得しておくといでしょう。「文化人類学」上記選択9科目中の1科目である「民俗学」に読替えることができます。